

第7章 計画の見直し等について

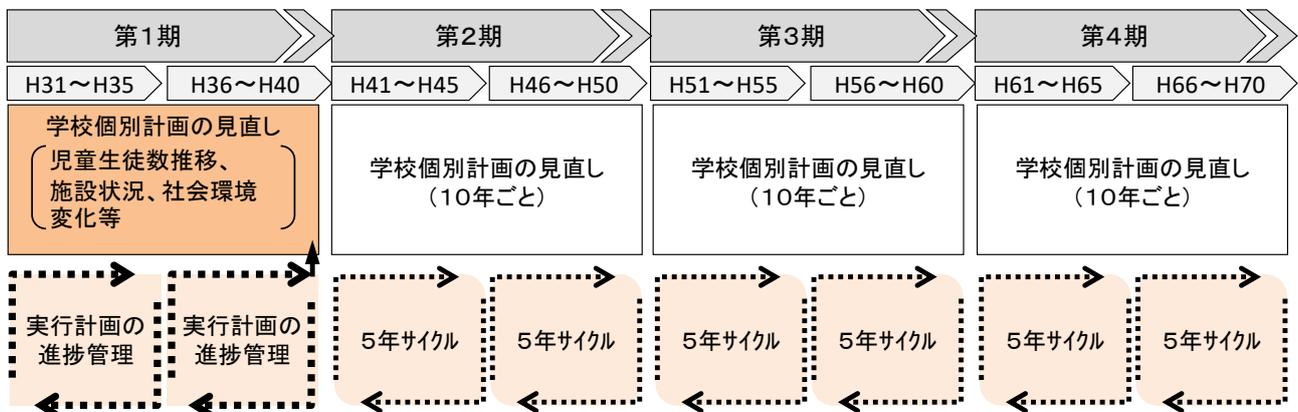
1. 計画の見直し

市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置の検討には、児童生徒数や学校施設の老朽化状況、教育内容や財政状況等、現在から将来にわたる様々な要因が絡み合うものです。

適正化基本方針は、今後、教育制度の変更や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すものとなっており、それに合わせて必要に応じ、本計画の見直しを行うこととします。

また、本計画の上位計画にあたる総合管理計画が、これからの人口推移や財政状況、施設状況の変化など様々な要因を考え、5年程度を目安に見直しを図ることとしており、本計画も、これらに合わせて必要に応じて見直すこととします。

図表 計画の見直しサイクル



2. 市民との協働

個別実行計画・個別事業の実行、つまり学校規模適正化に伴う校区変更や学校統合、複合化などの再編や効率的な運営を実施するにあたっては、市民の理解、協力が不可欠となります。

そのためには、本計画等の内容を市民に対してできる限り周知するとともに、協働して実行していくことが最重要となります。

特に、学校施設は、本市の子どもたちすべてにとって最も重要な施設であり、市民にとっても身近な施設として重要です。そうであるからこそ、これからの学校施設の在り方について、市広報紙や市ホームページをはじめ、児童生徒の保護者や学校関係者、地域住民との懇談会やワークショップを行うなど、様々な手段を通じて広く市民の理解と合意形成を図りながら、本計画に基づく各種事業を進めていくこととします。